

# インターネットの世界には 危険がいっぱい...



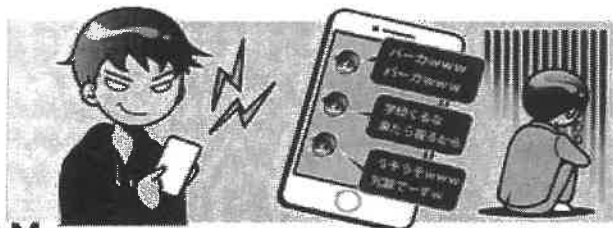
少年育成課マスコット

## 非行事例!!



### CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年(18歳)は、1年以上にわたりSNSに男子高校生(18歳)を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。



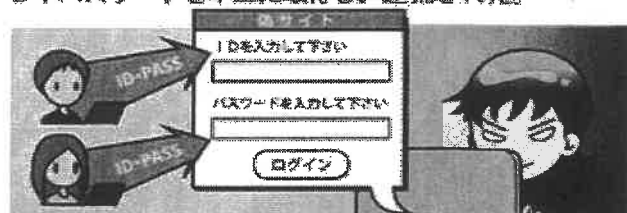
**STOP!** たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶してしまうような重大な事案に陥ることになります。

刑法：名誉毀損

(3年以下の懲役若しくは罰金又は50万円以下の罰金)

### CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生(16歳)は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



**STOP!** 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

(1年以下の懲役又は40万円以下の罰金)

### CASE3 いたずらしようと思って

少年ら(14~19歳)は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



**STOP!** コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録取得

(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

### CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生(15歳)は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集集中です。」などと書き込みをした。



**STOP!** 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

(100万円以下の罰金)

不正アクセスなど子供による犯罪も発生しています!!

神奈川県警察  
神奈川県少年補導員連絡協議会

少年育成課  
ツイッター

